

令和7年 月 日

奈良県知事 殿

主たる事務所の所在地 〒639-2147 ✓
奈良県葛城市新庄148番地 ✓

医療法人名 医療法人鶴山医院 ✓

理事長名 鶴山 秀人 ✓

(連絡先TEL 0745-69-2070)

決 算 届

令和 6 年度の決算を終了しましたので、医療法第52条及び同法施行規則第33条の2の規定により届出します。

【添付書類】

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事監査報告書



(自 令和 6年4月1日 至 令和 7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 鶴山医院 /

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2)事務所の所在地 奈良県葛城市新庄148番地 一

(3) 設立認可年月日 平成1年7月~~10~~日

(4) 設立登記年月日 平成 1 年 7 月 10 日 ✓

(5) 役員及び評議員

[illegible]

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	鶴山医院 医療機関 2-1 2911901052	奈良県葛城市新庄148番地	

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月23日 ／ 令和5年度決算の決定 ／
 役員改選 ／

(5) 当該該当年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

法人名 医療法人鶴山医院 ✓
所在地 奈良県葛城市新庄148番地 ✓

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在) ✓

1. 資 産 額 241,186 千円 ✓
2. 負 債 額 5,416 千円 ✓
3. 純 資 産 額 235,770 千円 ✓

(内 訳)

(単位:千円)

A 流 動 資 産	231,465 ✓
B 固 定 資 産	9,721 ✓
C 資 産 合 計 (A+B)	241,186 ✓
D 負 債 合 計	5,416 ✓
E 純 資 産 (C-D)	235,770 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人鶴山医院
所在地 奈良県葛城市新庄148番地

貸 借 対 照 表
(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	231,465	I 流 動 負 債	5,416
II 固 定 資 産	9,721	II 固 定 負 債	
Ⅰ 有形固定資産	9,204	負 債 合 計	5,416
2 無形固定資産	507	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	10	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	225,770
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	235,770
資 産 合 計	241,186	負 債 ・ 純 資 産 合 計	241,186

法人名 医療法人鶴山医院
所在地 奈良県葛城市新庄148番地

損 益 計 算 書
(自 令和 6年4月1日 至 令和 7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	75,714
2 事業費用	76,455
本来業務事業損失	740
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	740
II 事業外収益	728
III 事業外費用	
経常損失	12
IV 特別利益	60
V 特別損失	0
税引前当期純利益	47
法人税等	199
当期純損失	151

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 鵜山医院 〱
理事長 鵜 山 秀 人 〱 殿

私は、医療法人鵜山医院の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月28日

医療法人 鵜山医院
監事 中川 有紀子 〱